

株式会社 トヨウラ 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のよう
に行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年 4月 1日～ 令和 9年 3月31日までの 2年間

2. 内容

目標1：男性労働者の育児休業等（育児目的休暇を含む）取得者を1人以上とする

<対策>

- 令和7年 7月～ 育児休業制度の社内規程を整備し、従業員に周知する。
- 令和8年 4月～ 育児休業を取得した従業員の事例を紹介し、取得しやすい雰囲気づくりを進める。

目標2： 年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 令和8年 7月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
社内検討委員会での検討開始
- 令和8年10月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 令和9年 3月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始